

## 再意見公募要領

### 1 再意見公募対象

先般の意見募集（令和 5 年 9 月 20 日（水）から同年 10 月 19 日（木））において、本改正案のうち接続に関する事項に対して提出された意見

- ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案（第 25 条の 7 の 2、第 40 条の 4 の 3、第 69 条第 1 項及び様式に係る改正を除く。）
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案
- ・第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号）の一部改正案
- ・第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）の一部改正案
- ・電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成 13 年総務省告示第 243 号）の一部改正案

### 2 再意見公募の趣旨・目的・背景

総務省では、平成 29 年 3 月から「接続料の算定等に関する研究会」（以下「研究会」という。）※を開催し、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、公正競争確保のための基盤である接続制度等について検討を行ってきました。

本件は、同研究会において第七次報告書が取りまとめられ、令和 5 年 9 月 6 日（水）に公表されたことを踏まえ、同報告書に基づき所要の規定を整備するため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）等の一部改正等を行うものです。

また、第一種指定電気通信設備制度に関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社において、令和 3 年 1 月から順次、公衆交換電話網（PSTN）の IP 網への移行を進めているところ、その過程において必要となる規定の整備等を行います。

本改正案について、令和 5 年 9 月 20 日（水）から同年 10 月 19 日（木）までの間、意見募集を行いましたので、その結果を公表するとともに、他の利害関係人が提出した意見に対する意見の聴取等を行うため、提出された意見（接続に関する事項に限る。）について令和 5 年 10 月 26 日（木）から同年 11 月 8 日（水）までの間、再意見募集を行います。改正案の概要は別紙 1 のとおりです。

※令和元年 12 月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

### 3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課（中央合同庁舎第 2 号館 10 階）において閲覧に供するとともに配布します。

### 4 再意見の提出方法

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体

の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、再意見提出期限までに提出してください。

下記(2)(3)のいずれかの場合は、再意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、再意見提出期限までに提出してください。

なお、提出再意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: setsuzoku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課宛

※迷惑メール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※再意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接再意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課宛

別途、再意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

## 5 再意見提出期間

令和5年10月26日(木)から同年11月8日(水)まで(必着)

※郵送の場合は、同日付け必着

## 6 留意事項

- ・再意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの再意見には、再意見募集対象（先般の意見募集において提出された意見）等の該当箇所を記載してください。
- ・提出された再意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出再意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された再意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・再意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・再意見提出期間の終了後に提出された再意見や、再意見募集対象である先般の意見募集で提出された意見等以外についての再意見については、提出再意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された再意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された再意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された再意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出再意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：竹内課長補佐、廣瀬課長補佐、藤井係長、園部係長、田中官、井上官

電 話：03-5253-5844

電子メールアドレス：setsuzoku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 再意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和5年9月20日付けで公告された「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し提出された意見(接続に関する事項に限る。)について、別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

注3 誰の意見に対する再意見なのかを明記すること。

別紙様式

該当箇所	御意見